

時津中央第2土地区画整理事業だより NO.21

発行：時津町 建設部 区画整理課

TEL：095-882-2211

FAX：095-882-5648

E-mail：dai2kukaku@town.togitsu.nagasaki.jp

【第11回土地区画整理審議会が開催されました】

平成22年5月28日、第11回土地区画整理審議会が開催されました。

今回の土地区画整理審議会では、平成22年2月23日から3月5日まで行いました、仮換地（案）の供覧後に権利者の皆様から提出された、ご意見・ご要望に対する施行者（町）としての見解等を取りまとめ、審議会でのご意見をいただき、併せて今年度に仮換地指定を行う区域のご審議もいただきました。

皆様からのご意見・ご要望につきましては、後日改めて回答いたします。

【浜田郷の一部と元村郷の一部の仮換地指定を行います】

平成12年11月の時津中央第2土地区画整理事業の都市計画決定以来、説明会の実施、換地設計、事業計画の変更、仮換地（案）の供覧など、区画整理実施に向けた準備を進めてまいりましたが、この度、区域内で最初となる『仮換地指定』を浜田郷の一部と元村郷の一部で行います。

『仮換地指定』を行うと、引き続き補償交渉、建物の移転、宅地の造成、道路の建設など目に見えて新しい街並みへ生まれ変わって行きます。

今後も順次計画的に区域を定めて『仮換地指定』を行っていく予定です。

なお、今年度に仮換地の指定を行い、工事を施工する予定の区域は、右図のとおりです。

◎仮換地指定とは？

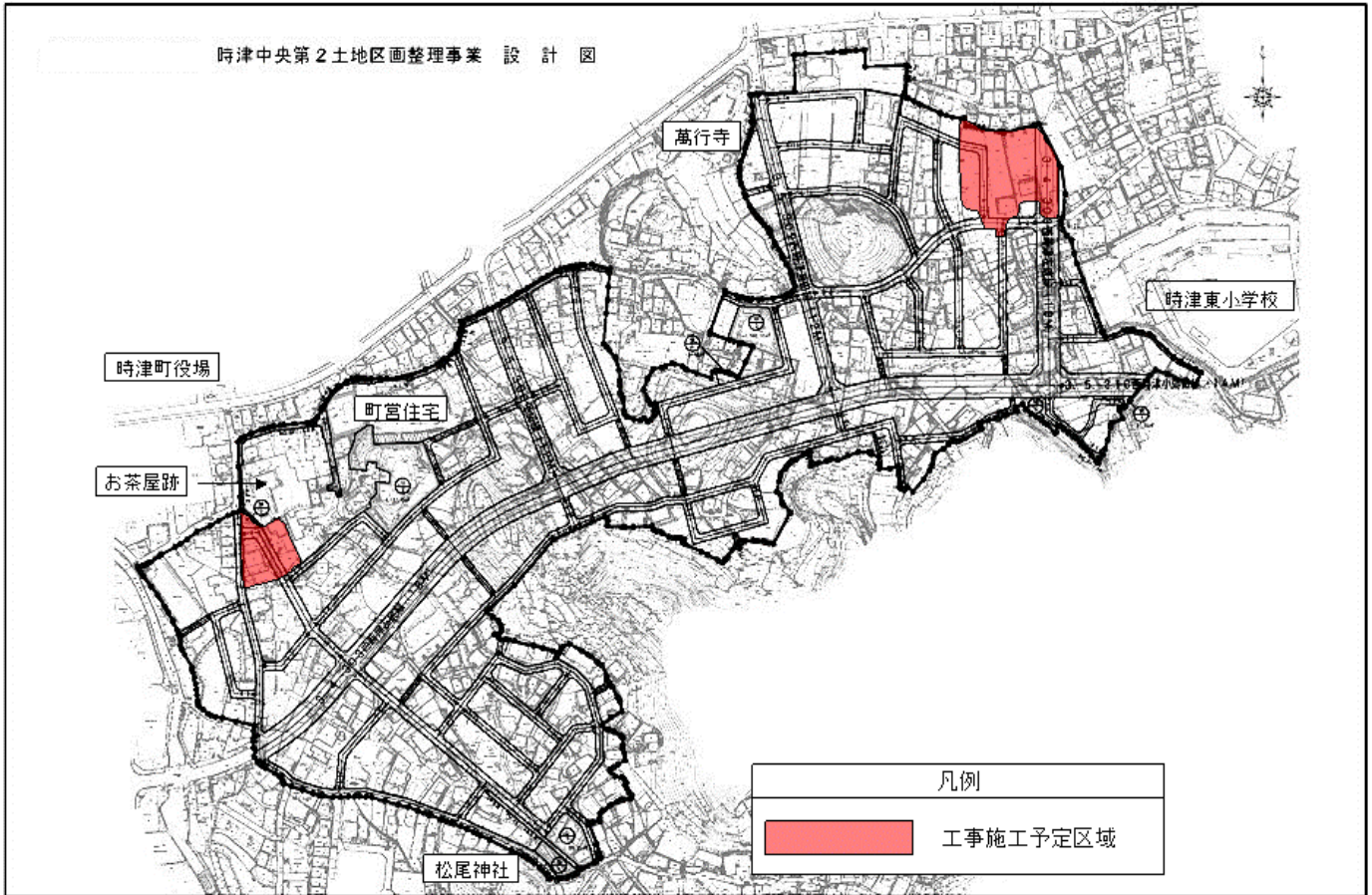
土地の権利者の方に対して、現在の土地に替えて、新しく定められ土地を利用していただく旨を通知することです。

◎現在の土地はどうなるの？

仮換地指定通知書にある効力発生日をもって、これまでの土地は使用できなくなります。ただし、建物移転補償交渉が成立し、仮住まい等に移っていただくまでは、今までの土地を使うことができます。

◎いつから仮換地は使えるの？

仮換地先にまだ建物等があり、すぐには移転できない場合などは、造成工事が完了し、仮換地先が使用できるようになる日を別に定めて通知いたします。



【平成22年度事業スケジュール（予定）】

月 日	項 目	備 考
7月～	第1回仮換地指定通知書送付	浜田郷の一部と元村郷の一部
7月～	補償交渉開始	
7月末	仮設住宅建築開始（11月末建築完了予定）	西時津ニュータウン内（3戸） 元村郷アゲイ裏（2戸）
11月～	造成工事着工（3月末工事完了予定）	
1月	土地区画整理審議会委員の選挙	